

省 令

○法務省令第三号

経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の施行に伴い、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)及び割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)第十三条の規定に基づき、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

法務大臣 保岡 興治
通商産業大臣 平沼 赳夫

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令
則(昭和三十六年法務省令第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業局長」を「経済産業局長」に、「通商産業局の」を「経済産業局の」に改める。様式第一から様式第七まで中、「臨海附帯田」を「臨海附帯田」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○農林水産省、厚生省、
運輸省、通商産業省、令第七号
厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の施行に伴い、及び下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)を実施するため、下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 津島 雄一
農林水産大臣 谷 洋一
通商産業大臣 平沼 赳夫
運輸大臣 森田 一

下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する省令
下請中小企業振興法施行規則(昭和四十六年農林省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○農林水産省、厚生省、
運輸省、通商産業省、令第八号
経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の施行に伴い、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)及び中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第二百八十六号)を実施するため、電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 津島 雄一
農林水産大臣 谷 洋一
通商産業大臣 平沼 赳夫
運輸大臣 森田 一

電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則の一部を改正する省令
業計画認定規則の一部を改正する省令
電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画認定規則(昭和四十八年農林省、通商産業省、運輸省、令第二号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。様式第一から様式第四まで中、「臨海附帯田」を「臨海附帯田」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

○文部省令第五十三号
文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令を次のように定める。

二 学校図書館法施行規則(昭和二十九年文部省令第三十三号)

三 大学の運営に関する臨時措置法施行規則(昭和四十四年文部省令第二十四号)

(学校教育法施行規則の一部改正)

第二条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。本則(第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条)を除く。中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第五十八条中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部大臣が著作権を有する」を「文部科学省が著作の名義を有する」に改める。第六十九条第四号中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。第七十二条の四第二項中「第七十二条の六」を「第七十二条の七」に改める。第七十三条の十二第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部大臣が著作権を有する」を「文部科学省が著作の名義を有する」に改め、同条第三項を削る。第七十三条の十九第二項及び第七十三条の二十一第二項を削る。

第九十四条の二第二項表中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。別表第三の二備考第四号及び第五号中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。(教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正)

第三条 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)の一部を次のように改正する。本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。第一条中、「以下法」を「以下、法」に、「文部省検定済教科書」を「文部科学省検定済教科書」に、「文部省著作教科書」を「文部科学省著作教科書」に改める。別記様式中、「X型」を「X型」に改める。

(文部省著作教科書製造原価計算規則の一部改正)

第四条 文部省著作教科書製造原価計算規則(昭和二十四年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。文部科学省著作教科書製造原価計算規則第一条中、「文部省著作教科書の出版権等に関する法律」を「文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律」に改める。第三条中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。第五条中、「文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令」を「文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令」に改める。別記中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(文部省著作教科書の出版料算定規則の一部改正) 第五条 文部省著作教科書の出版料算定規則(昭和二十四年文部省令第二十七号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。文部科学省著作教科書の出版料算定規則第一条中、「文部省著作教科書の出版権等に関する法律」を「文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律」に改める。(文部省著作教科書出版資格審査申請書規則の一部改正)

第六条 文部省著作教科書出版資格審査申請書規則(昭和二十四年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。文部科学省著作教科書出版資格審査申請書規則第一条中、「文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令」を「文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。第二条中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。別表第一中、「文部省」を「文部科学省」に、「平成二十四年」を「平成 年」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第一条中、「文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令」を「文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。第二条中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。別表第一中、「文部省」を「文部科学省」に、「平成二十四年」を「平成 年」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。